

千葉県告示第 893 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、平成 29 年 9 月 6 日付千葉県告示第 705 号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとする時の届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について指定を解除したので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により告示します。（指定番号 指 - 25）

令和 4 年 11 月 4 日

千葉市長 神谷 俊一

1 指定を解除する区域

（1）形質変更時要届出区域の一部

千葉市中央区新浜町 1 番 1 の一部、1 番 2 の一部（別図 1、2 のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

（1）クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ほう素及びその化合物

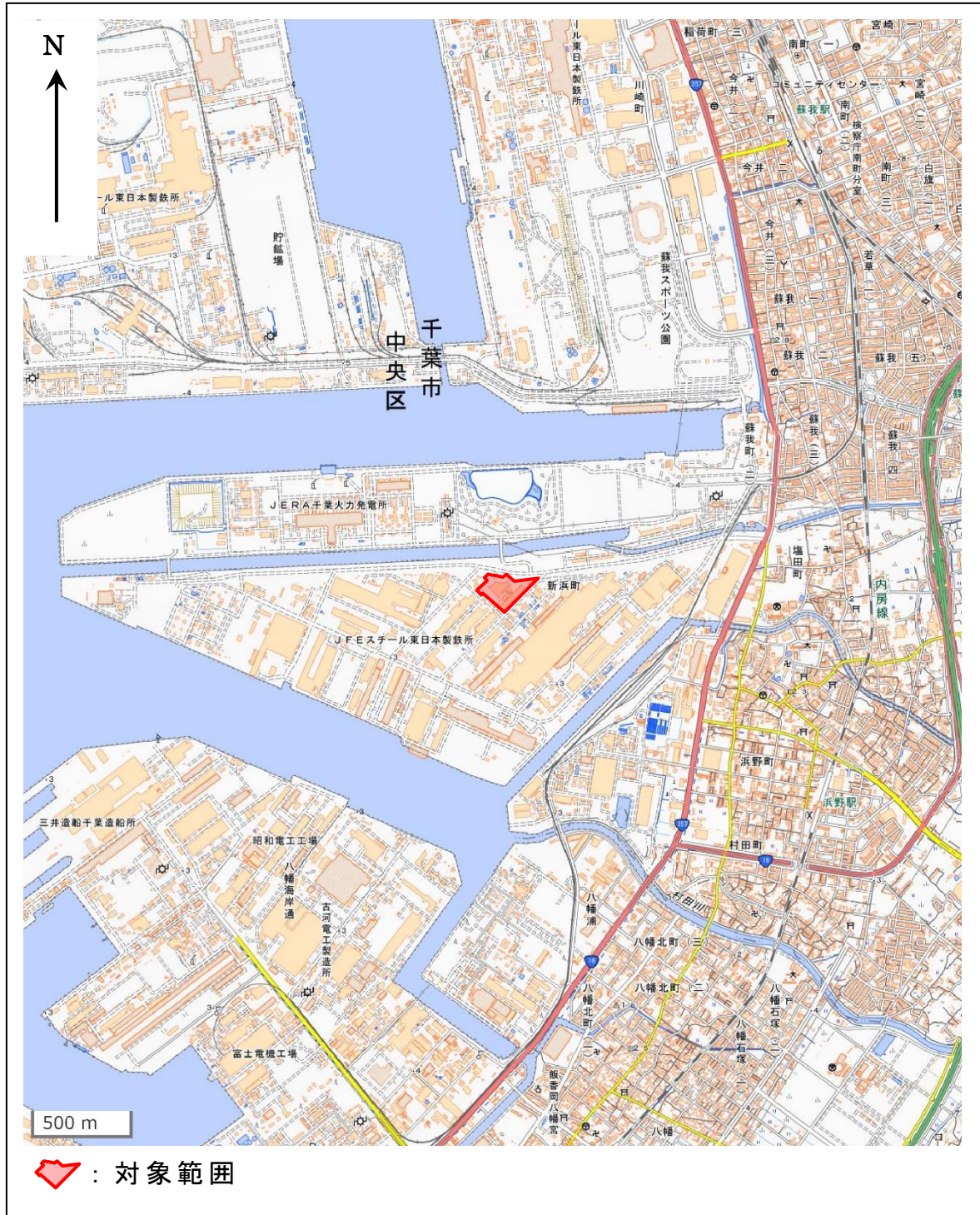
3 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

（1）ほう素及びその化合物

4 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染状況調査の追完

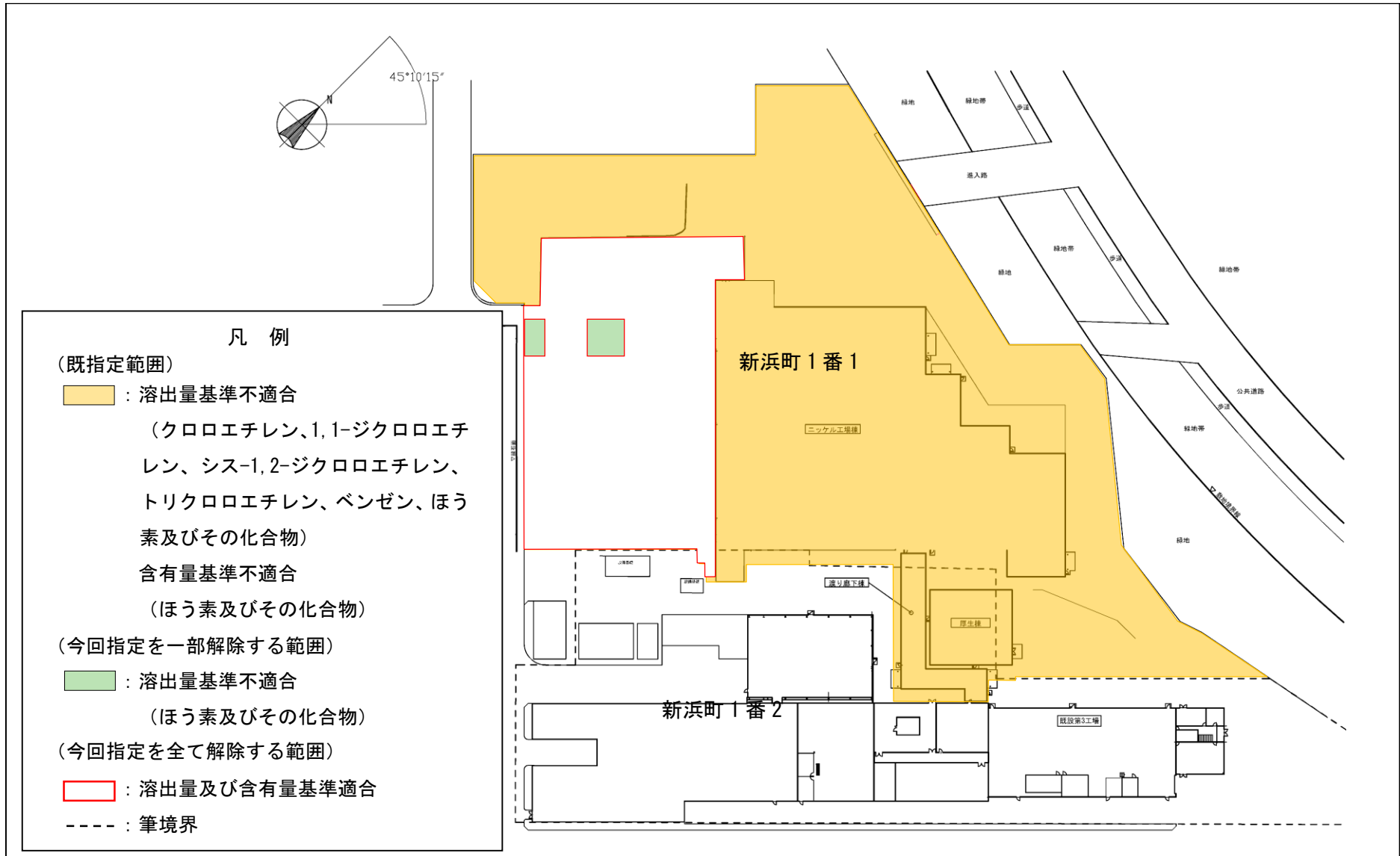
別図 1



対象位置図

出典：国土地理院

別図2



追完調査後の形質変更時要届出区域の範囲（指-25）